

丹波篠山市エネルギー価格緩和対策事業者支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格高騰による影響を受け経営圧迫が続く市内事業者に対して安定した経営を支援するため、事業に係る電気及びガス料金（以下「光熱費」という。）について、丹波篠山市エネルギー価格緩和対策事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、政治団体及び宗教法人を除く。

- (1) 令和4年10月1日以前から市内で事業を開始しており、今後も継続する予定の者
- (2) 支援金交付申請時点で市税等を滞納していない者
- (3) 丹波篠山市暴力団排除条例（平成24年篠山市条例第24号）第6条に規定する暴力団等でない者
- (4) 個人事業者の場合、次に掲げる要件を全て満たす者
 - ア 交付対象者が配偶者等の被扶養者でないこと。
 - イ 主たる事業の収入額が、年金、給与収入等の収入額の合計を上回っていること。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、令和4年10月から同年12月までの期間中に事業の用に供した光熱費（使用料金が明確であるものに限る。）の2割とする。ただし、支援金の額の上限は1事業者当たり50,000円とし、その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、令和5年9月29日までに、丹波篠山市エネルギー価格緩和対策事業者支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 丹波篠山市エネルギー価格緩和対策事業者支援金光熱費使用料金の申告書（様式第2号）
- (2) 対象期間の光熱費使用料金を証する確認書類の写し
- (3) 丹波篠山市内に事務所又は事業所が所在することを証する書類（税務申告書、営業許可証、開業届等の写し）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する交付申請は、1事業者につき1回限りとする。

(支援金の交付決定)

第5条 市長は、前条第1項に規定する申請書の内容を審査し、これを適当と認め、支援金の交付を決定したときは、丹波篠山市エネルギー価格緩和対策事業者支援金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(支援金の請求及び交付)

第6条 交付対象者は、前条の規定により支援金の交付が決定し、支援金の交付を受けようとするときは、丹波篠山市エネルギー価格緩和対策事業者支援金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、交付対象者に支援金を交付するものとする。

(支援金の交付決定の取消し)

第7条 市長は、第5条の規定により支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付を取り消すものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) その他市長が支援金の交付を不相当と認めたとき。

(支援金の返還等)

第8条 支援金の交付を受けた者は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消された場合において、支援金を返還するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。